

専門学校における「分野」の現状等について

○ 関係法令等における「分野」の位置付け

- 専修学校設置基準上、専修学校の各「課程」（高等課程、専門課程、一般課程）には、基本組織（＝「分野」）を置くこととされる。分野は8つあり、同基準の別表に規定されている。
- 分野の変更は目的の変更であり認可事項とされる。また、分野の区分をまたがるものであっても、密接な関連をもつ学科を置く場合、これらを合わせて一つの教育上の基本組織とすることが、運用上、限定的に認められてきている（専修学校制度施行時の昭和51年事務次官通達）。
- 以上を踏まえ、各都道府県において、分野を踏まえた設置認可等の行政実務が行われている。
なお、文部科学省では、設置基準に加え、学校基本調査の中で各「分野」に係るコード表を提示しているところ、各都道府県による分野の判断の際の参考にされていると考えられる。

○ 近年の施策の動向

- 現在、修学支援新制度の中間層への対象拡大が検討されている（多子、理系（専門学校では「工業関係」「農業関係」の分野））。また、専修学校専門課程に対する第三者評価の導入も検討されている。
- これに関連し、工業関係等の分野に係る認可の状況について文部科学省が調査を行ったところ、概ねは学科名や教育内容と認可の分野が一致した。他方、極一部ではあるが、社会通念上は他分野に属するものの、個別の事情により、工業関係等の分野で一体的に認可を受けていると考えられる例も散見された。

【参考】社会通念上は他分野に属するが、個別の事情により、工業関係等の分野で一体的に認可を受けていると考えられる例

- ・工業関係の専門課程に、IT系の学科等のほかに、「声優学科」「ミュージシャン学科」「ダンス学科」「芸能学科」などを置く例
- ・工業関係の専門課程に、IT系の学科等のほかに、「法律情報科」「経営情報科」「ビジネス基礎科」「医療事務科」などを置く例

○ 近年の施策の動向（続き）

- 修学支援新制度は、デジタルやグリーンなどの成長分野の振興の観点や、理工農系は国公立より私立の授業料等の負担が重い実態を考慮し、支援対象の拡大が検討されているものである。このため、一般的には他分野の専門課程に置くべきと考えられる学科は、たとえ工業関係等の分野の専門課程に一体的に置かれているとしても、支援拡大の対象外とすることが社会通念上適当なものもあると考えられる。

○ 以上を踏まえた、分野に関する今後の検討

- 分野については、修学支援制度の支援対象の拡大の検討の中でその考え方の整理の必要性が出てきているが、本来、各学科が属すべき分野で設置認可を受けているのは当然との考え方もありうる。他方、都道府県の認可の一部が分野の区分をまたがるかたちで行われている背景には、前述の通達、ひいては、専修学校制度に内在する自由度の確保の要請があると考えられる。また、認可は都道府県の事務として都道府県に裁量があるということにも当然留意する必要がある。
- このため、各学科の教育実態と認可を受けている分野とを一致させることについては、都道府県と文部科学省が連携し、少し時間をかけつつ対応していくことが必要である。その際、文部科学省では、分野と認可に関する考え方の再整理や、学校基本調査の分類の見直しも含めた、必要な情報の整備を進めることも考えられる。これらのことは第三者評価の推進などに当たっても重要と考えられる。
- また、修学支援新制度の運用として、特別の事情により、本来属すべき分野とは別の分野で認可を受けていると考えられる学科に在籍する者は支援拡大の対象外とすることも考えられる。その際は、判断基準等を明確化すべきであり、具体的には、学校基本調査における分類や、同様の教育内容を行っている学科の分野に関する認可の全国的な状況等を判断基準とすること等が考えられる。

###

(参考 1) 専修学校設置基準における分野に関する規定の例

専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）（抄）

（昼間学科又は夜間等学科のみを置く専修学校の教員数）

第三十九条 昼間学科又は夜間等学科のみを置く専修学校における教員の数は、別表第一に定める数以上とする。

2～5 （略）

（昼間学科又は夜間等学科のみを置く専修学校の校舎の面積）

第四十七条 昼間学科又は夜間等学科のみを置く専修学校の校舎の面積は、次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

一 一の課程のみを置く専修学校で当該課程に一の分野についてのみ学科を置くもの 別表第二イの表により算定した面積

二 （略）

別表第一 昼間学科又は夜間等学科に係る教員数（第三十九条関係）

課程の区分	学科の属する分野の区分	学科の属する分野ごとの生徒総定員の区分	教員数
高等課程又は専門課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	八十人まで 八十一人から二百人まで 二百一人から六百人以上	3 $3 + ((\text{生徒総定員} - 80) / 40)$ $6 + ((\text{生徒総定員} - 200) / 50)$ $14 + ((\text{生徒総定員} - 600) / 60)$
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	八十人まで 八十一人から二百人まで 二百一人から四百人以上	3 $3 + ((\text{生徒総定員} - 80) / 40)$ $6 + ((\text{生徒総定員} - 200) / 50)$ $10 + ((\text{生徒総定員} - 400) / 60)$
一般課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係、教育・社会福祉関係、商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	八十人まで 八十一人から二百人まで 二百人以上	3 $3 + ((\text{生徒総定員} - 80) / 40)$ $6 + ((\text{生徒総定員} - 200) / 60)$

備考

一～三 （略）

別表第二 昼間学科又は夜間等学科に係る校舎面積（第四十七条関係）

イ 基準校舎面積の表

課程の区分	学科の属する分野の区分	学科の属する分野ごとの生徒総定員の区分	面積（平方メートル）
高等課程又は専門課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	四十人まで 四十一人以上	180 $180 + 3.0 \times (\text{生徒総定員} - 40)$
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	四十人まで 四十一人以上	140 $140 + 2.5 \times (\text{生徒総定員} - 40)$
一般課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	四十人まで 四十一人以上	110 $110 + 2.5 \times (\text{生徒総定員} - 40)$
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	四十人まで 四十一人以上	100 $100 + 2.3 \times (\text{生徒総定員} - 40)$

備考

一～三 （略）

□ （略）

